

館山市電子入札約款

(目的)

第1条 館山市の発注に係る工事又は製造の請負、調査・測量・設計等の委託、物品の買入れ等の契約（財産の売払いを除く。）に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び館山市財務規則（昭和39年規則第18号）その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、図面、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、入札に係る公告又は通知に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、館山市入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、開札開始日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札書受付締切予定日時までに入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札辞退届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。

3 電子入札システムによる入札辞退届の提出が困難なとき、又は入札書受付締切予定日時以後、開札開始日時までに入札を辞退する場合は、紙により入札辞退届を作成し、入札執行課へ提出するものとする。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、開札開始日時までに入札書又は入札辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更若しくは入札の執行を取りやめることができる。

3 指名競争入札において、入札参加者が1者である場合は、特別な事情がない限り入札を

取りやめるものとする。

(開札立会人の選定)

第6条 開札の執行にあたり、当該入札の参加者又は代理人は開札に立ち会うことができる。

2 立会いを希望するときは、開札日の前日までに入札執行課へ連絡するものとする。

3 入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(無効となる入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

(3) 必要事項を欠く入札

(4) 明らかに連合であると認められる入札

(5) 電子認証書を不正に使用した入札

(6) 入札に際して不正を行った者のした入札

(7) 入札金額内訳書（当該入札に係る公告又は通知で提出が定められた場合に限る。）の提出のない入札又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備がある入札

(8) 入札書に記載された金額と入札金額内訳書の合計金額に相違がある入札

(9) 入札書の金額が0円の入札

(10) 一般競争入札（事後審査方式）において入札参加資格がないとされた者又は入札執行課から指示された書類を規定の期限までに提出しない者のした入札

(11) 総合評価方式による入札の場合において、期限までに技術提案等資料を提出しなかった者のした入札

(12) 総合評価方式による入札の場合において、技術資料のうち施工計画が不適切とされた者のした入札

(13) 予定価格を事前公表する入札の場合において、予定価格を超える金額の入札

(14) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札

(15) 低入札価格調査において無効とされた入札

(16) 電子入札案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか館山市入札約款第7条の規定を準用するものとする。

(17) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は失格とする。

(1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札

(2) 失格基準価格を設定した入札において、当該失格基準価格を下回る金額の入札
(保留)

第9条 開札後、次の各号の一に該当する場合には、落札者の決定を行わず、入札を保留とする。

(1) 低入札価格調査を実施する必要があるとき

- (2) 一般競争入札（事後審査方式）における落札候補者の資格確認審査を実施するとき
 - (3) 市長が特に必要と判断したとき
- （落札者の決定）

第10条 総合評価落札方式によらない入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 総合評価落札方式による入札においては、入札を行った者のうち、落札の前提となる一定の要件（以下「落札必要要件」という。）に該当し、予定価格及び失格基準価格の範囲内の価格をもって入札した者で、価格と技術評価点から算出する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札価格調査の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けている場合において、落札必要要件に該当し、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、落札必要要件に該当し、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高いものに比して評価値が同等以上である者（以下「低価格入札者」という。）により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる低価格入札者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

3 前2項の場合において、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるときはこの限りではない。

（同価格又は同評価値の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、電子入札システムにより電子くじを実施して落札者を定める。

（再度入札）

第12条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないとき、又は第10条第2項ただし書の規定により調査した結果、低価格入札者を落札者とし、ない場合であって予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに電子入札システムによる再度の入札を行う。この場合において、再度入札の回数は、原則として1回までとする。

2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格又は失格基準価格を下回らない入札をした者及び第10条第2項ただし書の規定により落札者とされなかった者以外の者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する入札については、再度入札は行わない。

（契約の締結）

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第32号）第2条及び第3条に規定する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、市長

の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。
(契約の保証)

第14条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (4) 契約保証金の納付
- (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上としなければならない。ただし、調査基準価格を設けている入札において、調査基準価格を下回った価格で入札し落札となった者は、契約金額の10分の3以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立て)

第15条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(内訳書の提出)

第16条 入札執行課等は、当該入札に係る事業の熟知の状況及び積算能力の向上又は談合その他不正行為の防止に資するため、入札参加者から入札金額内訳書の提出を求めることができる。この場合において、あらかじめ、当該入札に係る公告又は通知のいずれかの方法により明記し、その内容及び方法等を周知するものとする。

(電磁的な方法による通知等の処理)

第17条 この約款に規定する公告、通知及び質問書は、電磁的な方法によることができるものとする。

(補則)

第18条 この約款に定めるもののほか、電子入札システムの取扱いについては、館山市電子調達システム運用基準（平成26年4月1日制定）によるものとする。この約款及び館山市電子調達システム運用基準に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度定めるものとする。

附 則

この約款は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この約款は、平成２９年２月１日から施行し、平成２９年４月１日以降に公告又は通知する案件から適用する。

附 則

この約款は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この約款は、令和３年１０月１日から施行する。

附 則

この約款は、令和４年４月５日から施行する。

附 則

この約款は、令和６年４月１日から施行する。